

苦情処理報告書

A-1

					報告日	平成26年11月11日		
部長	次長	課長	課長補佐	グループ長	グループ員		報告者	
			後関	後関	後関	後関		

件名	天竜区緑恵台の不法投棄情報について				
許可の種類					
受付年月日	平成26年10月30日(木)	受付者			
届出者氏名		電話			
届出者住所					
届出の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 来庁 <input type="checkbox"/> その他()				
調査年月日	平成26年10月30日				
調査担当者					
苦情内容	緑恵台の斜面が埋立てられているが、不法投棄かも知れないので見てほしい。				
現場住所	天竜区緑恵台				
付近の地図	別途地図参照	ゼンリン地図頁	天竜区	P27	J-4

調査結果及び指導状況

- 1 通報受理

平成26年10月30日午前11時ころ、上記から
 猿の被害確認調査で天竜区緑恵台の団地を見に行ったところ、
 が埋立中の様子であるが、コンがらや木の根っこが投棄されている。不法投棄かも知れないので、確認した方がいいと思う。
 との情報を受理した。
- 2 天竜警察署への通報

上記情報を受理してまもなく、が天竜警察署刑事・生活安全課に電話し、対応に出た
 に事の次第を話し、
 課としては午後にも現場に行き確認をとるので、立ち会ってほしい。
 旨話した。(係員不在)

午後1時30分ころ、の両名は現場に向け出発。向かう途中の午後1時45分ころ
 天竜署から携帯に「現場に行きます。」と連絡が入ったので、午後2時30分ころ現場付近で落ち
 合うこととした。
- 3 天竜署員との合流・現場確認

午後2時30分ころ、緑恵台出入り口付近において、同署 警察官1名
 と合流し、現場に向かった。

午後2時40分ころ、現場に人気はなく東西に長い埋立地の西側にはバックホーが置かれてい
 た。この後部には と記載あり。
 が「土地の所有者らしい。」との情報から、1名が聞き取りを行い、現場を
 確認中の午後2時45分ころ、
 白色の2トンくらいの木の根っこ混じりの土砂を積載したダンプ
 ナンバー (運転席ドアに と記載)
 が入ってきた。運転手は

恰幅のいい日焼けした40代の男性
 で、来るなり
 何故、写真を撮ってた。悪いことはしていない。ここの所有者から依頼を受けて1~2年前
 から埋め立てている。ここは山の上で、坂道を登って来るので燃料を喰うし普通の人じゃ請け
 ても採算が合わないがやっている。車は[]から借りてやっている。
 と話した。まもなく、在宅していた土地所有者

[]
 が現場に立ち会った。本人の話では
 この山は私の所有です。平成10年頃購入し、草木の手入れに困り、平成15年ころから埋め
 立てを頼んでいる。自分の土地に何を埋めようと問題はないと思っている。木は今年4月ころ
 切った。

と話した。そこで、[]に[]が
 自分の土地だから何を捨ててもいいと言うことはない。現に、西側にある瓦、斜面の木の根・
 コンクリート破片などは勝手に捨ててはいけけないものです。

と話したところ、同席していた[]は
 自分の土地とは言え、何んでも捨てていい訳ではありません。警察としても、自分の土地に捨
 てていけないものを捨てたことで事件として処理していることもあります。
 と話した。

[]としてはこのように説明したにもかかわらず、納得できない様子であった。

4 天竜署の処理方針

現場での話は

現場の状況から不法投棄ではあるが、取り敢えず行政の方から指導してもらいたい。
 とのことであった。

5 []の照会

帰庁後、上記会社について県公式ホームページを検索したところ

収集運搬業者（積み替え保管なし）

業者名

代表者

住所

電話

許可番号

新規許可年月日

許可期限

取扱品目

となっていた。

6 []に対する電話照会

午後4時45分ころ、[]が上記会社に電話し、応対に出た[]に状況を話
 したところ、「車は確かにうちのものです。運転していた者についてはすぐに分かりません。」と
 の返答であった。

7 事後の措置

事情が把握できていないため、更に関係者の聞き取りを行い、警察と横の連絡を取る。

完了	平成 年 月 日	継続
確認担当者	[]	[]
苦情内容内訳	<input checked="" type="checkbox"/> 「産廃不法投棄」 <input type="checkbox"/> 「一廃不法投棄」 <input type="checkbox"/> 「産廃不適正処理」 <input type="checkbox"/> 「一廃不適正処理」 <input type="checkbox"/> 「産廃焼却」 <input type="checkbox"/> 「一廃焼却」 <input type="checkbox"/> 「産廃飛散・悪臭・浸透」 <input type="checkbox"/> その他	

平成26年10月30日(木) 天竜区緑恵台 不法投棄通報現場写真



埋立地出入り口付近東側から西側を撮影した状況



南側の法面の状況



前葉に同じ

取扱注意



埋立地奥（西側）バックホーの状況



前葉と同じ
後部に、



西側から東側を撮影した状況

取扱注意



西側から撮影した南側法面の状況



西側端瓦の投棄状況



前葉に同じ（北側から撮影）

取扱注意



前葉に同じ

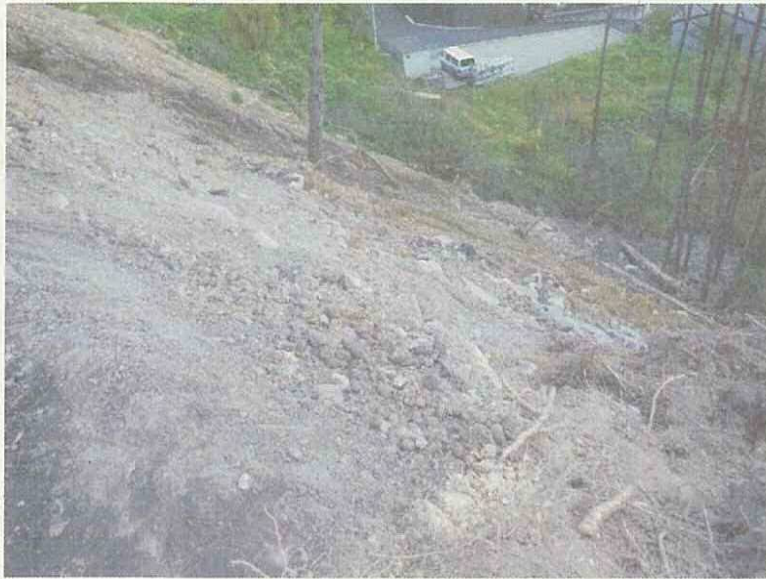


南側法面木の根投棄状況



前葉に同じ

取扱注意



南側法面コンがらの状況



前葉と同じ

苦情処理報告書継続用紙 No.

				報告日	平成26年12月26日				
部長	次長	課長	課長補佐	グループ長			グループ員		報告者
				後関	後関		後関	後関	

件名	天竜区緑恵台の不法投棄情報について	
受付年月日	平成26年10月30日	
処理年月日	平成26年12月26日	
11/5	午後4時ころ、[]は現場へ。	
11/14	[]から報告書收受同日受理・17日供覧	
11/28	[]は原状回復状況確認（作業員不在）	
12/22	[]は佐久間町蒲川（原状回復現場）に行く前に状況確認のため立ち寄り。ちょうど、現場付近畑に土地所有者 []が居たので、その後の状況を聞いたところ、「あれからは、誰も埋めに来ていません。」と答え、西側の隅に以前あった瓦が撤去されていたのでその点聞いたところ、「私は知りませんが、持って来た人が片付けたものと思います。」と話した。（写真撮影済）	
12/26	[]来庁、12月7日投棄物を回収撤去した旨の報告（撤去写真・契約書・請求書・領収書）を受け、完了とする。	
完了	平成26年12月 7日	完了
確認担当者	[]	

取扱注意



浜松市環境部産業廃棄物対策課
[Redacted] 様

浜松市天竜区渡ヶ島緑恵台において、残材残土を10/29、10/30に投棄し御迷惑をおかけしました。

地主 [Redacted] と話し合い、11月30日迄に、10/29、10/30に入水した物を搬出可事にしてもらいます。

残材は [Redacted] 置場にて分別し、処分場にて処分します。

平成26年11月14日 [Redacted]

平成26年12月22日 天竜区緑恵台写真



斜面の状況



出入り口付近から奥（西側）
を撮影した状況



南側斜面の状況



前葉と同じ



西側の状況
(以前、投棄されていた瓦は撤去されていた)



西側から東側を撮影した状況

取扱注意

環境部産業廃棄物対策課
 受付
 26.12.26
 No. _____
 浜松市



積込前



積込み 1車目
9:30



積込み 1車目
9:30



積込み 2車目

11:10



積込み 2車目

11:10



積込み 3車目

14:00



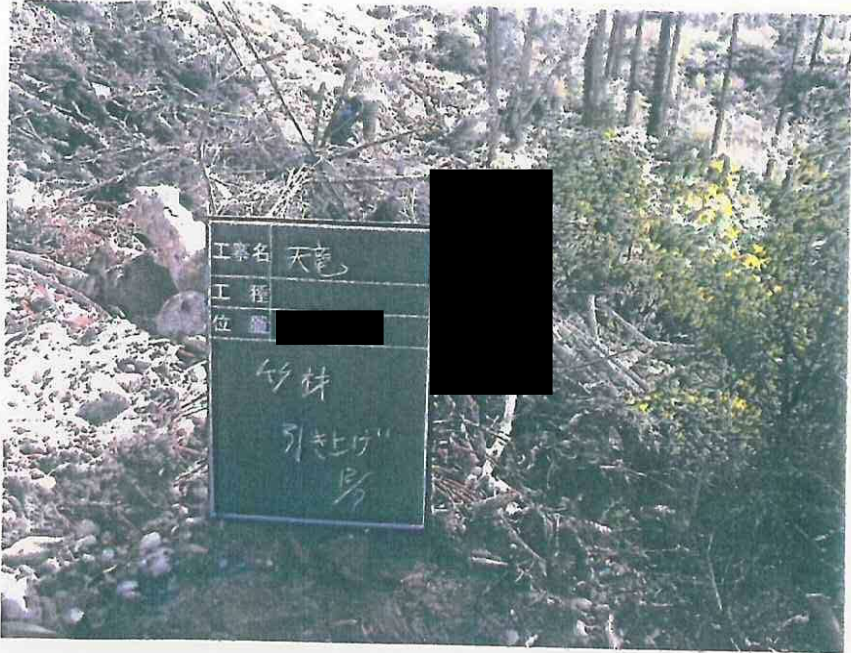
星場



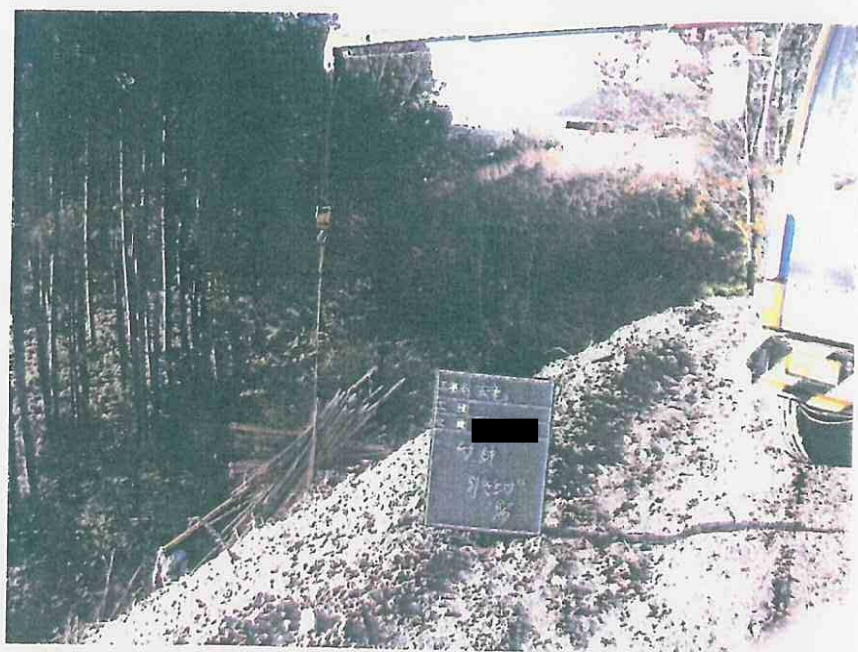
星場



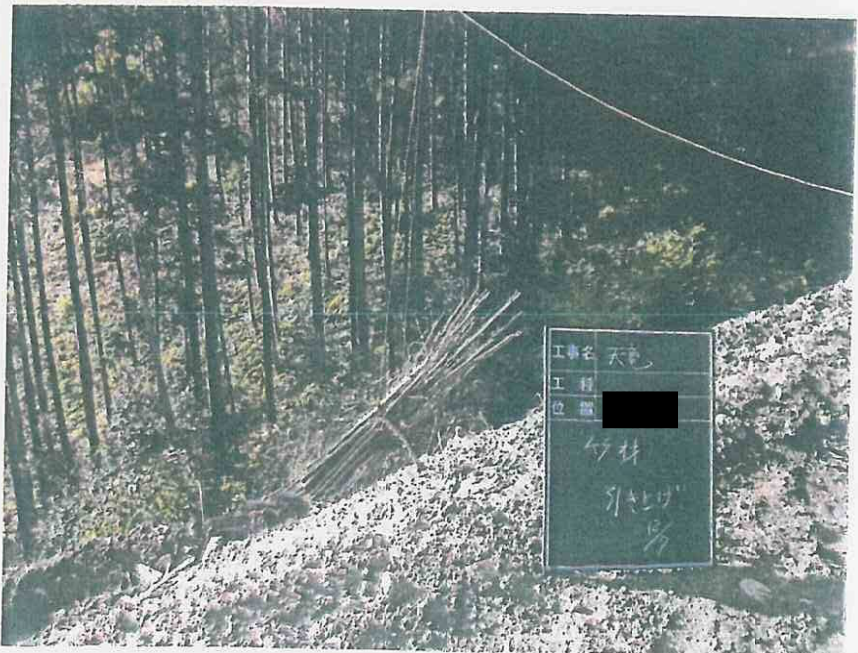
竹材引き上げ
12月7日



竹材引き上げ
12月7日



竹材引き上げ
12月7日



竹材引き上げ
12月7日



31E 上川

12月7日



重機 伊波車

後口町

12月7日



工事名	天電
工種	
位置	
砂材	
区物7	

[Redacted]

区物

12月7日

取扱注意



_____ 12月 7日

苦 情 処 理 報 告 書

							完了・継続			
起案			平成27年3月9日			決裁		平成 年 月 日		
部長	次長	課長	課長補佐	グループ長			グループ員			起案者
				後関	後関		後関	後関		

件名	「残土捨場」という表示について			
許可の種類				
受付年月日	平成27年3月9日	受付者	[Redacted]	
届出者氏名			電話	
届出者住所				
届出の方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 来庁 <input type="checkbox"/> その他()			
調査年月日	平成27年3月9日			
調査担当者	適正処理指導			
苦情内容				
現場住所				
付近の地図	別途地図参照	ゼンリン地図頁	区	P

調査結果及び指導状況	<p>1 端緒 平成27年3月9日(月) 適正処理指導グループ [Redacted] が緑恵台付近をパトロール中、以前不法投棄のあった現場付近を通過したところ、「残土捨場」という表示の看板を見つけた。</p> <p>[Redacted]</p> <p>2 天竜土木整備事務所連絡 (Tel 922-0025) 平成27年3月18日(水) [Redacted] が天竜土木整備事務所 [Redacted] へ連絡。 県条例違反(土採取条例)になるので指導を行います。とのこと。 ・看板を撤去し、立入禁止という表示にしよう。 ・これ以上やるようなら処分、すぐ改善するようなら見送る予定。</p> <p>3 方針 今後、付近を通る際現場を確認する。</p>
------------	---



不法投棄のことで進捗状況をTEL可也。

(近田中、工木の[redacted]もしくは
産廃対策課 [redacted] から連絡
が入ったら...)

浜松市くらしのセンター

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kurashi/index.html>

消費生活相談 ☎457-2205



11/10 (月)

資源 [redacted]

緑島台関連業者 (AM) 近合い

近合い後の報告を入手可也

とのこと

東区大瀬町個人敷地から

桂井
の
混じりに残土を運搬

浜松市/区/市のカー

11/19 産廃対策課 [redacted]
からTEL

9:16~

[redacted]に片付けの計画を
出させ、今月中に“根”などを
撤去させる予定とのこと

11/6

17:43 [redacted]にTEL

産廃対策課 [redacted]

11/7に業者を呼んで

状況可也とのこと...を連絡可也

浜松市くらしのセンター

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kurashi/index.html>

消費生活相談 ☎457-2205



浜松市くらしのセンター

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kurashi/index.html>

消費生活相談 ☎457-2205



課長	課長補佐	G長	環境・総務G	担当

不法投棄に関する苦情・情報受付票

受付日時	27年 3月 18日 16:00	ゴミの種類	産業廃棄物 ・ 一般廃棄物
通報者氏名	匿	通報者住所	天竜土木整備事業所 匿
通報方法	電話 ・ 来庁 ・ Email ・ その他		女
不法投棄場所	緑恵台 556-137 附近		
発見等の状況	<p>土砂を山下土地の所有者のところにアウト指導。</p> <ul style="list-style-type: none"> これ以上土砂を山下なら 条例を適用して厳しく指導をする。 → これ以上入山させん そのまゝにしておくと、勝手にゴミ等を入山する。 		
調査等の状況	<p>→ 立入禁止にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> “土砂捨て場” という看板はとらると、条例違反に成る → 看板は撤去して。 		
投棄ゴミの処理等	<p>* 今の状態であれば、多少の豪雨でもくさいる危険性は低い（土木の見解。）</p>		
備考			
調査年月日	年 月 日	調査者	

